

令和 4 年氷川町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日時：令和 4 年 12 月 9 日（金） 午後 2 時 00 分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14 名

1 番 金川 次男	2 番 園田 昇	3 番 橋本 淳一
4 番 江崎 貴博	5 番 入江 清満	6 番 木村 和浩
7 番 坂口 誠一	8 番 中村 貢	9 番 濱田 正澄
10 番 宮崎 武士	11 番 永田 裕二	12 番 稲田 一
13 番 井副 陽子	14 番 本田 智恵子	

4. 出席農地利用最適化推進委員：12 名

1 番 稲田 誠	2 番 吉村 正光	3 番 岩村 大祐
4 番 緒方 眞二	5 番 宇田 義生	6 番 松本 荘一
7 番 藤田 讓治	8 番 野尻 一也	9 番 本山 満
10 番 木村 高雄	11 番 吉田 稔	13 番 橋本 隆也

5. 議事日程

日程 1. 開会

日程 2. 会長挨拶

日程 3. 議事録署名委員の指名について

日程 4. 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程 5. 議案審議

議案第 41 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 45 号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程 6. その他

日程 7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前崎 誠

事務局長補佐 坂梨 俊弘

係長 續 貴志

会計年度任用職員 川田 純也

主事 上田 菜月

8. 会議の概要

- 前崎事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和4年氷川町農業委員会第12回総会を開催します。
- それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は坂口会長にお願いいたします。
- はじめに、会長挨拶を坂口会長よりお願いします。
- 坂口議長 ――＜挨拶＞――
- 坂口議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、10番、宮崎委員、11番、永田委員を指名いたします。
- つぎに報告事項についてです。報告事項1件です。報告(1)について事務局より説明願います。
- 川田職員 ――＜報告事項(1)について説明＞――
- 坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
- (質問なし)
- 坂口議長 何もないようですので、報告(1)についてはこれでおわります。つぎに議案審議です。まずはじめに、議案第41号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定に関する件を上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。
- 川田職員 ――＜議案第41号について説明＞――
- 坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を江崎委員よりお願いします。
- 江崎委員 現地確認報告をいたします。去る12月6日午前10時より現地を確認いたしました。申請地は空き家バンクに付帯する農地として許可することに問題はありませんでしたので報告します。審議の方よろしくをお願いいたします。
- 坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。
- (異議なし)
- 坂口議長 異議もないようですので、議案第41号、案件(1)について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

川田職員
坂口議長

——<議案第 42 号について説明>——

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を岩村推進委員より願います。

岩村推進委員

現地確認報告をいたします。去る 12 月 6 日午前 10 時 30 分より現地を確認しました。申請地は許可することに問題ありませんでしたので、報告します。審議の方よろしく願います。

坂口議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

坂口議長

異議もないようですので、議案第 42 号について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

坂口議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

續係長

——<議案第 43 号について説明>——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を本山推進委員より願います。

本山推進委員

12 月 6 日午後 2 時 30 分より現地を確認いたしました。当該地は農用地区域内の農地で、若洲地区の西側に位置しています。昨年の申請で計画されたスプリンクラーの設置を行い、地植え移植も拡大された結果、出荷量も増加し単収要件も達成すると聞いております。現地では事業計画等を再確認し、今後も営農計画に基づき適切な対応をとるよう助言しました。許可期間も含め審議の方よろしく願います。

坂口議長

ただいま現地確認報告がありましたが、今回 3 年の許可期間を申請されております。何かご意見はありませんか。

本田委員

3 年は長いかなと思います。

坂口議長

申請当初は 3 年の期間だったと思います。ところが、単収要件を達成できず、また不備なところがあったため、1 年更新にしていますが、1 年更新が今何回目ですか。

續係長

3 回目です。

坂口議長 そして、今回は3年の許可期間を申請されてるわけですが、その理由が単収8割を超えているということです。申請者としても自信がついて、継続できるということで今回3年を希望されています。

本田委員
 續係長 本人たちのやる気が見えればいいのかと思いますが。
 許可期間についてですが、営農型太陽光発電について昨年法改正がっております。認定農家であれば、最長10年許可が出せることになっています。今回の申請者に関しては、認定農家になり、要件もクリアされていますので最長10年の許可が出せる案件になるかと思いますが、申請者の方から3年という短期間での申出がありました。

坂口議長
 園田委員 他にご意見ありませんか。
 1年更新を3回したということですが、それは要件をクリアしていたかったため1年の許可期間だったということですよ。今回の1年間の出荷量の平均値は単収8割を超えているのですか。

 續係長 1年平均しても単収8割は超えています。
 園田委員 単収8割を超えていても、要件クリアしたのは今回が初めてなので、3年は長いと思います。

坂口議長 前回の申請では、スプリンクラーの設置などの約束をしておりましたが、きちんと約束を守っていただき要件もクリアされています。

 續係長 設備投資と地植え面積を増やされて、出荷量が増えたということです。取引先につきましても、2件ほど新しいところが決まっております。

坂口議長 今回3年の許可期間を出しても、その3年で単収8割要件をクリアできなければ、次の更新の時に1年にすることもあり得ます。

永田委員 現地確認をした本山推進委員は、率直な意見としてはどうですか。

本山推進委員 今まで手で水をかけていたようですが、それではだめだったようで、スプリンクラーのように連続で水かけをすると効果があったようで、収穫量も増えたのだと思います。去年様子を見た時よりも、地植え面積も増えて見違えたようになっていました。これから収穫量も徐々に増えていくのではないかと思います。

濱田委員
 續係長 収穫量ですが、前年対比の8割ですか。
 8割というのは、単収あたりの平均収穫量の8割になります。近傍の農地で単収平均を計ることになっていますが、近傍にリーフファンを作っているところがないので、どうしても

種子島などの平均になってしまいます。種子島と氷川町では気候が違いますので、そこを勘案したところで反当り 2 万本という数字を JA の指導員の方が出されています。その 8 割となります。ですので、反当り 1 万 6 千本が要件クリアとなります。

1,200 m²ほどで栽培されていますので、反当りで考えると 1 万 8 千本ほどになります。

永田委員 数値で見てわかるとおり、激的に収穫量も増えているので今後も期待ができるのではないのでしょうか。

續係長 今後は、現状を維持または増量していくことになると思います。

本山推進委員 地植えを始めたことと、水の量を調整したことで良くなっていると思います。今、根付いているところに関しては減るということはないのかなと思います。

坂口議長 常設委員会ではよく営農型発電の議題は出てきます。その時の作物では、榊などいろいろな作物があります。

近傍の農地との平均収穫量を比べるわけですが、榊などとは違ってリーフファンは種子島しかないので、判断が難しいところもあると思います。

續係長 収穫量については、種子島より熊本の方が寒い気候ですので、減らしてあります。その基準については、JA のほうで計算されています。

坂口議長 事務局や本山推進委員の話からも分かるとおり、努力はされていると思います。

入江委員 やる気があれば続けていただいてもいいのではないのでしょうか。

本田委員 実績報告は毎年提出があるのでしょうか。

續係長 はい。毎年 2 月末で提出いただいて、県へも提出します。

本田委員 1 年間で成果は出ていますが、3 年は長ように感じます。期間は 2 年がいいのかなと思います。

坂口議長 認定農家は最長 10 年間の許可が出せますが、まずは実績を作ってもらうために短期間での許可期間が多いです。

入江委員 やる気があるのであれば 3 年でいいのではないのでしょうか。数字も伸びているのでいいと思います。

坂口議長 申請者から 3 年の許可申請が出ており、委員の皆さまからも多くの意見をいただきました。その中で、今、収穫状況も右肩上がりになってきており、本人たちのやる気もあるようですので、3 年にしたいと思います。

それでは、議案第 43 号、案件 (1) について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成多数)

- 坂口議長 賛成多数です。よって本案は原案のとおり決定します。
- つづきまして、議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は 2 件です。まずはしめに、案件 (1) について事務局より説明願います。
- 濱田委員 ——<議案第 44 号、案件 (1) について説明>——
- 坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認報告もすんでおりますので、現地確認報告を野尻推進委員よりお願いいたします。
- 野尻推進委員 12 月 6 日午前 11 時より現地を確認しました。申請地は農用地区域内で、西網道地区の南側に位置しています。収穫及び出荷が計画どおり進んでいない状況ですが、J A 指導員の指導のもと栽培手法等の見直しを行っている中、令和 5 年 1 月から出荷を予定されているとのことです。立会い時に事業計画などを再確認し、今後の営農について適切な対応をとるよう助言しました。
- 事業計画、排水計画等を確認したところ問題はないようですので、許可期間も含め審議方お願いします。
- 坂口議長 ただいま現地確認報告がありました。今回 3 年の許可期間を申請されております。何かご意見はありませんか。
- 濱田委員 最初、許可されたのはいつですか。
- 濱田委員 平成 30 年が最初の許可になります。今回が 2 回目の更新になります。
- 濱田委員 この状態から改善するには、厳しいのではないかなと思います。
- 坂口議長 去年、園田委員から榊は山で育てるものなので、このような平地では努力しないと育たないという話もありました。
- 今回は 3 年の許可期間を申請されてはおりますが、3 年は厳しいかなと思います。榊で成果が出ていないので、違う作物を提案するほうがいいのかと個人的には思います。
- 入江委員 ずっとパネルの下で日が当たらないので、成長が悪いのではないのでしょうか。
- 本田委員 榊は日が当たりすぎると色が変わってしまうので、ある程度影の方が色は青々としします。
- 坂口議長 園田委員 園田委員 どうですか。
- 園田委員 3 年の許可申請というのは、何を申請されるのですか。
- 坂口議長 営農ですか、発電ですか。
- 園田委員 営農型発電の許可ですので、どちらも申請されるということだと思います。太陽光パネルを設置するときは、その下で営農をすることが絶対条件になります。

- 園田委員 単収 8 割は初年度からクリアしなければならないのでしょうか。作物次第では、初年度から取れないものもあると思います。そこについては、許容範囲があるのですか。
- 續係長 平成 30 年の当初申請時は、3 年後に収穫ができるようにという指示を受けたそうです。榊が 10 年目から収穫ができるとのことで 7 年木を植えたそうです。その 7 年木がうまく育たずに、3 年目に出荷ができなかったので、今回は許可期間を 1 年にしました。
- 北側の 7 年木は現在育っています。その部分が、来年の 1 月から出荷ができそうとのことでした。
- 先ほど園田委員より発電の許可か営農の許可かという質問がありましたが、この事業をするためには発電施設の下で農業を行うことが必要です。その農業の実績については、平均の 8 割を上げることが条件になります。条件を満たしていない場合、どのような対応をとるかは、前担当者より県に確認されております。内容としては、出荷に向けて努力されている場合は、条件を満たしていなくても撤去を命じたことはないという回答は得ているようです。
- 今回 3 年という期間で許可申請が出ておりますが、まだ実績もでておりませんので、1 年なのではないかと事務局としては考えております。
- 濱田委員 これは発電が目的になっていて、作物は無に等しいと思います。私個人としては、容易に許可ができる案件ではないと思います。
- 坂口議長 私も何度か現地を見に行きました。今は榊が植えてありますが、作物変更がいいのかなと思います。農業委員会として、作物変更の指導をするのもいいのではないかと考えたこともありました。榊は山での栽培が主で、平坦地ではミョウガが多いです。
- 農業委員会として、作物変更の指導はできるのでしょうか。
- 續係長 可能かとは思いますが。見合った結果が出ていけませんので、作物の変更に関する提案はできると思いますが、またそれも時間がかかるかと思えます。例えば、今年 1 年間の許可を出すときに、作物転換も含めて次回更新時に検討していただくという条件を付けるというのは出来ると思います。
- 入江委員 今回 1 年間の許可を出して、その 1 年で結果が出なければ、作物変更をしてもらうことを条件にすればいいのではないのでしょうか。農業委員会の指示に対応していただけないのであれば、撤去という方向に話をもっていけばいいです。
- 園田委員 収穫、出荷ができていないので営農は成り立っていません

が、そのような中でも発電は行われていて、売電収入があると思います。それは、電力会社を買うと思いますが、その原資は電力会社の顧客も負担しているわけです。申請者 1 人というわけではありません。

私の考えとしては、施設を撤去しろとまではいいませんが、発電は止めるべきだと思います。営農が始まったときに発電を再開するべきだと思います。そのような選択肢もあるのではないのでしょうか。

坂口議長

他の委員の皆さまは何か意見はありませんか。

本田委員

実績が上がるまでは、1 年ごとに更新して状況を見ていった方がいいと思います。

坂口議長

3 年というのは難しいかなと思います。

橋本推進委員

去年現地を見に行った当時と変わりがないように感じますが、何か手を加えてあるのですか。

瀧係長

補植はされています。

排水もさわられているようですが、今年の夏は暑くて日差しが強く、南側が枯れてしまったそうです。

濱田委員

認めないとなった場合はどうなるのですか。

瀧係長

撤去になります。

先ほどの営農型発電についての県からの回答の内容を詳しく言いますと、設備投資して営農に取り組んでいるのであれば継続させていい。営農ができていないからと言って更新をしなかった事例は今までない。ただし、更新するのであれば 8 割はいかないとしても生産量を増やすことは必須である。とのことでした。

坂口議長

せっかく営農をしているのですから、続けさせて収入を上げてもらう方向に行くように農業委員会がしなければいけないのかなと個人的には思います。

濱田委員

続けさせるにしても、そこに農業委員会の責任というのはありますよね。

入江委員

農業委員会として指導しても、本人に頑張ってもらわないと意味がないです。

濱田委員

作物変更しても本人のやる気がなければ、何を作っても同じだと思います。

橋本委員

本人は、この 1 年間にかけて何か努力はされたのですか。

瀧係長

会社経営をされているのですが、本人と社員等で手入れはされたみたいです。

橋本委員

手入れだけじゃうまくいかないと思いますが。

瀧係長

作物の転換についても、考えていらっしゃるようでした。

来年 1 月から出荷されるということですので、1 年間でどの

くらい出荷されるのか見させていただきたいというのは正直なところですよ。

本田委員 まずは 1 年間の出荷状況をみてから判断をしたほうがよさそうですね。

永田委員 1 年間の出荷状況を見て、だめだった場合の策を考えていた方がいいと思います。

来年から出荷をするということですし、榊自体 10 年目から取れる作物ですので、まだ時間の猶予はあると思います。

濱田委員 いえ、先ほど 7 年木を植えて 3 年目から出荷予定が、5 年過ぎても実績がない状況です。この状況では言い訳できないと思います。

入江委員 単収 8 割の 40% でも実績があればまだいいのですが、今は 0 なので何とも言えませんね。

坂口議長 今月の常設委員会でも議題として諮問するのですが、榊では営農実績があがらないため、作物転換も考えているということをお伝えしたいと思います。

濱田委員 現状をそのまま継続ではなく、改善方向に農業委員会としてもっていくようであれば、常設委員会でも説得力はあると思います。

坂口議長 皆さん、農業員会が作物転換の指導を行うことについてはどう思われますか。

永田委員 せっかく、1 月から出荷をするということなので、今回 1 年更新の様子を見て、厳しいようでしたら作物転換の指導をする方がいいと思います。

續係長 今回の更新では作物転換の指導は間に合いませんので、今回の許可を出す際に、今の作物で実績がでない場合は、違う作物を農業委員会へ提案するという条件を付けて許可を出すことも可能だと思います。

吉村推進委員 来年 1 月から半年間の出荷量を報告してもらって、成果が出ていないようだったら作物転換してもうらうよう言ったらいいと思います。

永田副会長 それがいいと思います。1 月からの出荷量の様子を見てみましょう。

園田委員 来年からの出荷量については、どれくらいの出荷量であればいいのですか。

永田副会長 半年間の出荷量を見て、見込みで 8 割行くか行かないか考えればいいと思います。

園田委員 でもその間、売電はされますよね。

永田副会長 はい。

前崎事務局長 委員の皆さまからたくさんの意見をいただきましたが、今

月の 20 日に常設委員会で議題として諮問する必要があります。

そこで、農業委員会としては 1 年間の許可とさせていただいて、後日、本人へ農業委員の皆さまから出た意見をお伝えしまして、現在の作物で収穫量が上がらないようでしたら、作物転換をしていただくよう指導する形にさせていただきますでしょうか。

濱田委員

作物変えるのは、本人個人がするのですか、それとも会社としてするのですか。

續係長

どちらでもいいです。

坂口議長

売電を受けているのは会社になりますが、営農するのは会社、個人どちらでの問題はありません。

本田委員

皆さん、先ほど事務局長から説明がありましたとおりの内容でいかがでしょうか。

委員一同

農業委員会の意見をしっかり伝えていただければと思います。

坂口議長

いいと思います。

それでは、議案第 43 号、案件（1）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成多数）

賛成多数です。よって、本案は原案のとおり許可し、許可期間は 1 年とします。

續係長

つづきまして、案件（2）について事務局より説明願います。

坂口議長

——〈議案第 44 号、案件（2）について説明〉——

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を橋本委員よりお願いいたします。

橋本委員

12 月 6 日午前 9 時 30 分より申請者、代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可要件に満たしていると思われますでの審議方よろしくお願いいたします。

坂口議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

（異議なし）

坂口議長

異議もないようですので、採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

坂口議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、議案第 45 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）に関する件を上程します。事務局より説明願いま

す。

上田主事
坂口議長

——〈議案第 45 号について説明〉——

ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤許可促進法ですので、認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

坂口議長

異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つぎにその他の連絡事項についてです。事務局より説明願います。

前崎事務局長
坂口議長

——〈その他連絡事項について説明〉——

委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

副会長

以上で、本日の総会日程は全て終了いたしました。これもちまして総会を閉会します。

(午後 3 時 40 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ ⑩

委員 _____ ⑩

委員 _____ ⑩